

請求日 年 月 日

(宛先) 松阪市長

施設等利用費請求書 (償還払い用)

認可外保育施設・一時預かり事業・病児保育・子育て援助活動支援事業の施設等利用費

請求月 【 年 月 ~ 年 月 】

私は、子ども・子育て支援法第30条の11第1項の規定に基づき、施設等利用費の給付について、下記の通り請求しますので、指定する償還払いの振込先口座に振り込んで下さい。

なお、施設等利用費の審査にあたり、次の事項に同意します。

- 1. 申請者と認定子どもが、松阪市内に居住していることを松阪市が住民基本台帳で確認すること。
2. 実際に利用していることを松阪市が対象施設に確認すること。
3. 利用料の支払い状況を松阪市が対象施設に確認すること。
4. 課税状況を松阪市が確認すること。

1. 施設等利用給付認定保護者(請求者)

Table with columns forフリガナ, 認定子どもとの続柄, 生年月日, 年, 月, 日, 現住所, 電話

2. 認定子ども(認定子どもごとに申請して下さい)

Table with columns for 法第30条の4の認定種別, 認定番号, 生年月日, フリガナ, 年, 月, 日, 名, 前, 転入/転出日

3. 償還払いの振込先 (1. 施設等利用給付認定保護者と同一名義) を記入して下さい

前回と同じ口座の場合は、下記の記入は不要です。右にチェックしてください。前回と同じ

Table with columns for 金融機関名, 預金種目, 銀行・信用金庫, 支店, 口座番号, 農協・信用組合, 出張所, 口座名義(カタカナ)

◆マイナポータル等にて公金受取口座の登録をしており、公金受取口座への振り込みを希望する場合、右にチェックしてください。 ※市にて振込事務をする際に登録されている公金受取口座へ振込みます。

※ただし、「1. 施設等利用給付認定保護者」と同一名義の口座に限ります。

4. 利用した認可外保育施設・一時預かり事業・病児保育・子育て援助活動支援事業を記入 (複数記入可)

Table with columns for 施設・事業名, 所在地, 都道府県, 市町村, 契約している利用料, 月額, 円, 日額, 円, 時間額, 円

※1 該当箇所にレを記入し金額を記入して下さい。利用料の設定が月単位を超える(四半期・前期・後期等)場合は、当該利用料を当該期間の月数で除して、当該利用料の月額相当分を算定し、月額欄の□にレを記入し、算定した月額相当分を記入して下さい。

この請求書で6ヶ月分請求できます。 添付資料 領収書、提供証明書

5. 認可外保育施設・一時預かり事業・病児保育・子育て援助活動支援事業の施設等利用費の償還払い請求の内訳を記入

Table with columns for 利用年月日, 認可外保育施設に支払った月額利用料, 一時預かり事業・病児保育・子育て援助活動支援事業に支払った月額合計利用料, 支払額合計, 月額上限額, 請求額

※2 上記で記入した利用料合計額を施設・事業に支払ったことを証明する書類(施設からの領収証等)、利用したことが分かる書類(提供証明書など)をすべて添付して下さい。

また、子育て援助活動支援事業を利用した場合は、援助を行う会員が発行した活動報告書も添付して下さい。

※3 利用料の設定が月単位を超える(四半期・前期・後期など)場合は、当該利用料を当該期間の月数で除して、利用料の月額相当分を算定して下さい。

※4 月額上限額は、施設等利用給付第2号認定の場合は月額37,000円、第3号認定の場合は42,000円です。 月途中で認定期間が終了する又は開始される場合か、市町村間の転出入の場合、月額限度額は次の通りとなります。

・月途中で認定期間が終了する場合、または別の市町村へ転出する場合の限度額:

37,000(42,000)円 x 転出日までの日数 ÷ その月の日数

・月途中で認定期間が開始される場合、または別の市町村から転入した場合の限度額:

37,000(42,000)円 x 転入先での認定日からの日数 ÷ その月の日数

市記載欄 確認

Table with columns for 状況の変化, 認定種別, 認定期間内か, 確認施設か, 月額上限額, 領収書, 提供証明書